

# 交渉速報

J R 貨物労組本部業務部

2015年3月31日

No.21

## 2015春闘

# 諸懸案事項の提案を受ける！

中央本部は本日、申第8号「2015年度新賃金要求の申し入れ」及び、申第9号「諸要求改善に向けた申し入れ」に対する諸懸案事項について、貨物会社から提案を受けました。要求が実現した項目をそれぞれ確認し妥結しました。

今春闘では、基準内賃金である「扶養手当」の増額をはじめ、B単価（超勤）の増額、嘱託社員の基本賃金の改善、独身者に対する帰省旅費の支給回数の改善、業務災害における休業補償、通勤災害における休業特別給付の臨時契約社員への適用など、諸制度の改善について一定程度の前進を勝ち取りました。しかし、収入確保・拡大に対して経営陣自らが汗を流すことの具現化、逼迫する要員需給問題、今回実現できなかった組合員の切実な要求など、改善を図らねばならない課題が山積しています。中央本部は引き続きあらゆる機会を通じて要求実現に向けて取り組みます。

改めて2015春闘の取り組みを職場から作り出して頂いた組合員の皆さんに感謝申し上げ、今春闘の最終報告とします。

会社から提案を受けた内容は、以下の通りです。

### 1. 扶養手当の支給額の改正について

配偶者の扶養手当を現行月額「13,500円」を「14,000円」に改正する。

18歳未満の子（血族に限る）の扶養手当を現行月額「3,800円」を「4,000円」に改正する。

### 2. 通勤手当の改正

交通機関を利用して通勤する社員に対する通勤手当の上限を現行月額又は月割額が「80,000円」を「83,000円」に改正する。

新幹線を利用して通勤する社員に対する通勤手当の支給額を以下の通り改正する。

- ・月額又は月割額が108,000円を超える場合はその超える額の1/2の額を108,000円に加算した額とし、130,000円を限度とする。

### 3. 特殊勤務手当の改正

#### (1) 交代制等勤務手当の改正

支給額について以下の通り改正する。

番号	勤務種別	前条第1号に該当する者	前条第2号に該当する者	前条第3号に該当する者
(1)	隔日交代 三交代2形 夜番	890円	710円	610円
(2)	三交代1形 早番	610	490	420
(3)	三交代1形 遅番	480	370	320

(4)	変形	深夜時間帯を全て含む場合又は深夜時間帯にかかり拘束時間15時間以上の場合	890	710	610
(5)	変形	深夜時間帯を3時間以上含む場合又は深夜時間帯が3時間未満で、かつ拘束時間が11時間以上の場合	610	490	420
(6)	変形	深夜時間帯が3時間未満の場合	480	370	320
(7)	変形	深夜時間帯にかからない場合で、かつ拘束時間が11時間以上の場合	400	320	280
(8)	変形	5時を過ぎ7時30分まで又は18時30分を過ぎ22時までの間にあり拘束時間が8時間以上の場合	270	220	180

(2) 当務駅長手当の改正

当務駅長手当の支給額を勤務1回につき現行「600円」を「1,000円」に改正する。

4. 割増賃金の単価の改正

割増賃金の単価のうち、B単価について現行「1時間当り賃金額に126/100を乗じたもの」を「1時間当り賃金額に127/100を乗じたもの」に改正する。

5. 嘱託社員の基本賃金の改正

嘱託社員の基本賃金について以下の通り改正する。

基本賃金表

該当地域	月 額
東京都	180,000円
埼玉県・神奈川県・愛知県・大阪府 兵庫県・奈良県	160,000円
千葉県・山梨県・岐阜県・富山県 滋賀県・京都府・岡山県・香川県	150,000円
その他の都道府県	140,000円

6. 契約社員及び臨時社員における休業特別補償及び休業特別給付の新設

契約社員及び臨時社員（臨時社員就業規則（昭和62年4月社達第4号）第4条に基づき採用され、社員と同等の労働時間、労働日数の者をいう。）に対して、「休業特別補償」及び「休業特別給付」を新設する。

なお、給付額については、業務災害補償規程第11条及び第16条にそれぞれ準ずる。

7. 独身者に対する帰省旅費の支給回数の改正

独身者（管理職社員、本社で採用しその人事運用が全国展開となる社員及び28歳を超える社員を除く。）の帰省旅費支給回数現行「年2回」を「年3回」に改正する。

8. 運転成績及び安全成績の表彰基準の変更

運転阻害の観点に事象レベルの観点を追加し、かつ原則報告事象は減点対象としない。

9. 実施時期等

第1項及び第2項、第5項～第8項については、平成27年4月1日から実施する。

第3項、第4項については、平成27年4月1日の勤務から支給する。

以上